

球磨村告示第22号

令和4年第4回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月3日

球磨村長 松谷 浩一

- 1 期 日 令和4年6月10日
 - 2 場 所 球磨村議会議場
-

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君	西林 尚賜君
宮本 宣彦君	板崎 壽一君
東 純一君	嶽本 孝司君
舟戸 治生君	高澤 康成君
田代 利一君	

6月13日に応招した議員

同 上

6月14日に応招した議員

〃

6月16日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和4年 第4回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和4年6月10日(金曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和4年6月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般事務組合議会報告
- 日程第4 陳情書について
- 日程第5 報告第1号 令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第2号 令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許費事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 報告第3号 令和3年度球磨村一般会計継続費精算報告書について
- 日程第8 議案第27号 村道路線の認定について
- 日程第9 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第10 議案第29号 工事請負契約の締結について(村道第二田代線道路災害復旧工事(7月災)その2)
- 日程第11 議案第30号 工事請負契約の変更について(村道松本線道路災害復旧工事(7月災))
- 日程第12 議案第31号 工事請負契約の変更について(大瀬谷川河川災害復旧工事(7月災))
- 日程第13 議案第32号 工事請負契約の変更について(神瀬福祉センターたかおと解体工事)
- 日程第14 議案第33号 財産の処分について(村有林の法正林化)
- 日程第15 議案第34号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第35号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について
- 日程第17 議案第36号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第37号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第38号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第39号 球磨村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第40号 球磨村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第41号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について

- 日程第23 議案第42号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
日程第24 議案第43号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 一般事務組合議会報告
日程第4 陳情書について
日程第5 報告第1号 令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第6 報告第2号 令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許費事故繰越し繰越計算書について
日程第7 報告第3号 令和3年度球磨村一般会計継続費精算報告書について
日程第8 議案第27号 村道路線の認定について
日程第9 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
日程第10 議案第29号 工事請負契約の締結について（村道第二田代線道路災害復旧工事（7月災）その2）
日程第11 議案第30号 工事請負契約の変更について（村道松本線道路災害復旧工事（7月災））
日程第12 議案第31号 工事請負契約の変更について（大瀬谷川河川災害復旧工事（7月災））
日程第13 議案第32号 工事請負契約の変更について（神瀬福祉センターたかおと解体工事）
日程第14 議案第33号 財産の処分について（村有林の法正林化）
日程第15 議案第34号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の制定について
日程第16 議案第35号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について
日程第17 議案第36号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
日程第18 議案第37号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19 議案第38号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 議案第39号 球磨村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21 議案第40号 球磨村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22 議案第41号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
日程第23 議案第42号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第24 議案第43号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員（9名）

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	7番 嶽本 孝司君
8番 舟戸 治生君	9番 高澤 康成君
10番 田代 利一君	

欠席議員（1名）

6番 犬童 勝則君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健	書記 山口 隆雄
---------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	上薮 宏君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	境目 昭博君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	松舟 祐二君	会計管理者	假屋 昌子君
教育課長	高永 幸夫君		

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は、第4回定例会が招集されましたところ、定員に達しております。ただいまから、令和4年第4回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、3月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告

に替えさせていただきます。

続いて、3月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員板崎壽一君にその報告をお願いいたします。

○議員（4番 板崎 壽一君） おはようございます。3月定例議会以降の例月出納検査の結果について、ご報告申し上げます。

令和4年2、3、4月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますのでご覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、3番、宮本宣彦君、4番、板崎壽一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月17日までの8日間に決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いいたします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） おはようございます。

令和4年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目の報告をいたします。

3月25日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で行われました。

日程第1、議案第3号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第2、議案第7号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第3、議案第8号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額までの3件を一括して、執行部の補

足説明を受け、議案ごとに審議、採決を行い、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告では調査特別委員会解散の報告があり、全員異議なく了承をされました。

次に、日程第5、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をされました。

以上、令和4年度第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目の会議結果についてご報告をいたします。

次に、人吉球磨広域行政組合臨時会の報告をいたします。

令和4年5月30日、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で行われました。

日程第1、議席の指定、球磨村選出田代利一議員の議席を24番、永椎樹一郎議員の議席を25番に指定。

日程第2、会議録署名議員の指名につきましては、29番、皆越てる子議員、1番、松村大議員を指名。

日程第3、会期の決定、議会運営委員長報告、会期を本日1日限りとすることになりました。

日程第4、議会運営委員会委員の選出について、暫時休憩をいたしまして、球磨村議会改選のために1名空席となっていた下球磨地域から委員1名を選出。その結果、24番、田代利一議員が推薦をされ、再開後に議長が委員と指名をいたしました。

次に、日程第5、議案第9号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決。

日程第6、議案第10号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決。

日程第7、議案第11号工事請負契約の締結について、ごみ焼却施設第2期大規模整備工事、2か年継続事業でございますけども、請負契約金額が10億3,950万、原案のとおり可決。

日程第8、議案第12号熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について、原案のとおり可決。

日程第9、議員の派遣について、質疑後採決、原案のとおり決定をされましたけども、場所あるいは期日等については議長一任となりました。

以上、人吉球磨広域行政の議会の報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いいたします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） それでは、臨時会議会結果報告を申し上げます。

令和4年5月23日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において、議員8名、執行部7名、

職員 8 名、事務局 2 名、計 25 名の出席により、令和 4 年 5 月第 2 回人吉下球磨消防組合議会臨時会が開かれました。

では、会議結果を報告いたします。

日程第 1、仮議席の指定、議長からの着席の議席を指定。

日程第 2、副議長の選挙について、球磨村議会議員の改選により、前副議長であった本村選出の犬童勝則議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において副議長が空席となったため、選挙が必要になったものであります。

指名推選により、山江選出の立道徹議員が選出をされました。

日程第 3、議席の指定、1 番、東純一、球磨村選出、2 番、川辺正美議員、五木村選出、3 番、永田博人議員、相良村選出、4 番、牛塚孝浩議員、人吉市選出、5 番、本村令斗議員、人吉市選出、6 番、竹田農利人議員、錦町選出、7 番、立道徹議員、山江村選出、8 番、池田芳隆議員、人吉市選出。

日程第 4、会期の決定、令和 4 年 5 月 23 日 1 日間と決定。

日程第 5、会議録署名議員の指名、3 番、永田博人議員、相良村選出、4 番、牛塚孝浩議員、人吉市選出を指名。

日程第 6、議案第 1 号専決処分の承認を求めることについて、これは原案可決。

日程第 7、議案第 2 号令和 4 年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第 1 号）について。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 3,980 万を追加し歳入歳出、予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 1,186 万円とするもので、原案可決です。

日程第 8、議案第 3 号熊本縣市町村総合事務組合規則の規約の一部変更について、これも原案可決。

日程第 9、報告第 1 号令和 3 年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明がありました。

日程第 10、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。令和 4 年 2 月 24 日の第 5 回の特別委員会について報告。議題として、執行部より 4 件の説明がありました。

以上、臨時会の人吉下球磨消防組合会議結果の報告を終わります。

詳しい内容につきましては、お手元に配付してあります資料をご覧くださいと思います。

以上、報告終わります。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第 4. 陳述書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 4、陳述書を議題とします。

本定例会において、熊本県商工団体連合会、松尾正会長から消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情、女性スペースを守る会、飯野香里代表から女性トイレの維持及びその安心・安全の確保について意見書提出を求める陳情、球磨村シルバー人材センター、岡潤一郎理事長から、シルバー人材センターに対する支援を求める要望書が提出されています。

内容はお手元に配付してあるとおりです。

お諮りします。ただいま議題としました陳情書については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議で審議したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました陳情書については、委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議は慣例により、執行部提出議案の審議終了後行うことにいたします。

それでは、これから議案の上程を行います。

日程第5. 報告第1号 令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（舟戸 治生君） 日程第5、報告第1号令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

令和4年第4回球磨村議会定例会の開会にあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、ここに第4回定例会が開催されますことに、厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会では、報告を3件、議案17件、諮問2件を上程させていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、上程いただきました報告第1号令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

令和3年度の繰越明許費につきましては、令和3年度一般会計第10回補正予算書の第2表、繰越明許費及び第11回補正予算書の第2表繰越明許費補正でお示しした事業を議決及び及び専決処分をいたしております。

これらの事業は年度内において支出を終わらない見込みであるため、繰越の設定をお願いしたものでございますが、会計年度を終了しまして実際に繰越使用を必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第1号について報告を終わります。

日程第6. 報告第2号 令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許事故繰越し繰越計算書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、報告第2号令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許事故繰越し繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第2号令和3年度球磨村一般会計予算繰越明許費事故繰越し繰越計算書についてご報告を申し上げます。

今回、事故繰越し報告をさせていただく3件は、令和2年度で予算計上し令和3年度へ繰り越して事業を進めてまいりましたが、工期に不測の日数を要したことで令和3年度中に事業完了ができないため繰越措置をとるものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりご報告を申し上げるところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第2号について報告を終わります。

日程第7. 報告第3号 令和3年度球磨村一般会計継続費精算報告書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、報告第3号令和3年度球磨村一般会計継続費精算報告書についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第3号令和3年度球磨村一般会計継続費精算報告書についてご報告を申し上げます。

本事業は、防災行政無線施設をアナログ方式からデジタル方へ改修を行う事業について、令和元年度から令和2年度まで継続費として、また令和2年7月豪雨による被害のため令和3年度へ事故繰越しとして事業を行い、令和3年度で事業が完了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告を申し上げるところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第3号についての報告を終わります。

日程第8. 議案第27号 村道路線の認定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第27号村道路線の認定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第27号村道路線の認定について提案理由をご説明申し上げます。

提案をしております道路は、塚の丸居住団地の造成に合わせて整備する総合運動公園までの避難路や宅地内道路であり、公共性が高く村道として管理することが妥当と思われます。なお、道路延長は栗林桜峯線が1,050メートル、塚の丸線が931メートルであります。

村道の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決が必要であり、今回提案するものです。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第9. 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第28号熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第28号熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、本村が加入している熊本県市町村総合事務組合で組合理約第3条第1号に規定された退職手当に関する事務に関して並びに第3条第9号に規定された公務上または通勤による災害補償の事務に関して、同じく本組合に加入する小国町外ヶ町公立病院組合が令和4年4月1日より小国郷公立病院組合へ名称変更となったため、熊本県市町村総合事務組合理約の一部を変更する必要がございます。

また、地方自治法第290条の規定により、熊本県市町村総合事務組合理約を変更しようとするときは加入する関係団体の議会の議決を経る必要がございますので、今回の定例議会において同文による議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第10. 議案第29号 工事請負契約の締結について（村道第二田代線道路災害復旧工事（7月災）その2）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第29号工事請負契約の締結を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第29号工事請負契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、去る5月30日に10社において指名競争入札を行い、契約金額1億967万円で有限会社相良建設が落札した村道第二田代線道路災害復旧工事（7月災）その2につきまして、予定価格が5,000万円以上となるため、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事の主な内容は、令和2年7月豪雨により被災しました村道第二田代線の復旧延長39.3メートルを軽量盛土40メートル、簡易吹付のり枠324.7平米、モルタル吹付423.8平米、アスファルト舗装220.5平米などにより復旧する計画としております。

現在は仮契約中で、工期は契約日の翌日から令和5年3月31日までの予定でございます。

ご審議の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第11. 議案第30号 工事請負契約の変更について（村道松本線道路災害復旧工事（7月災））

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第30号工事請負契約の変更を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第30号工事請負契約の変更について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和3年第4回球磨村議会臨時会において議決いただきました村道松本線道路災害復旧工事（7月災）において契約金額を1,253万7,676円増額し、7,006万7,676円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、アスファルト舗装の施工面積が増加したこと、河川側のり面を植生工から布製型枠に変更したことなどにより増額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

**日程第 1 2. 議案第 3 1 号 工事請負契約の変更について（大瀬谷川河川災害復旧工事
（7月災））**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 2、議案第 3 1 号工事請負契約の変更を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 3 1 号工事請負契約の変更について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年第 4 回球磨村議会臨時会において議決いただきました大瀬谷川河川災害復旧工事（7月災）において契約金額を 2 1 万 9, 3 1 9 円減額し、6, 6 0 0 万 6 8 1 円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、工事中仮設道路の数量に変更が生じたことなどにより減額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**日程第 1 3. 議案第 3 2 号 工事請負契約の変更について（神瀬福祉センターたかおと解体
工事）**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 3、議案第 3 2 号工事請負契約の変更を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 3 2 号工事請負契約の変更について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和 4 年第 1 回球磨村議会臨時会において議決いただきました神瀬福祉センターたかおと解体工事において契約金額を 2 0 2 万 2, 0 3 8 円減額し、6, 2 1 9 万 2, 0 3 8 円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、浄化槽及びスロープの撤去工事を追加したこと、記念碑等の移設工事を追加したことなどにより増額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 1 4. 議案第 3 3 号 財産の処分について（村有林の法正林化）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 4、議案第 3 3 号財産の処分を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 3 3 号財産の処分について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、財産を処分することについて地方自治法第96条第1項第8号並びに球磨村議会の球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の処分予定の財産は村有林立木で、所在地、一勝地字渡、面積8.9ヘクタール、材積、スギ1,499立米、ヒノキ2,283立米で、樹齢は54年から72年生でございます。

平成25年度から、村有林を活用した持続可能な循環型林業への法正林化を図り、雇用の創出、林業技術者の育成、村民所得の向上を目標に事業を展開していくこととしております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第15. 議案第34号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第15、議案第34号球磨村長等の給与の特例に関する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第34号球磨村長等の給与の特例に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

先般、時効到来後に村税、国保税及び介護保険料の収納をいたしておりました一連の不適正事案に関しまして、当事者並びに村民の皆様に対して改めて謝罪を申し上げますとともに、行政への不信感を抱かせる結果となってしまったことから、今回7月分の村長給料の10%を削減することとし、同時に副村長においても給料月額5%を削減する特例条例をご提案申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第16. 議案第35号 球磨村敬老祝金給付条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第16、議案第35号球磨村敬老祝金給付条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第35号球磨村敬老祝金給付条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、第2回定例会における議案第9号と同一の議案でございます。

球磨村敬老年金は、80歳以上の高齢者が在宅で生活されている方に対し毎年給付してまいりましたが、今回満77歳の喜寿の際に2万円、88歳の米寿の際に5万円、100歳に達した方へは10万円を給付する祝金方式へ見直すものでございます。

今回ご提案させていただきました敬老祝金は、対象年齢が引き下げられ77歳となることや在宅要件がなくなることにより対象年齢に達したときに祝金を必ず受け取れるなどのメリットがございますが、第2回定例会後否決理由について再度検討させていただいた結果、年金方式から祝金方式に移行した際に既に祝金の受給対象年を過ぎた方に対する影響が大きいことが判明いたしましたので、経過措置を設け影響を最小限にとどめるよう見直しを行ったところでございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第17. 議案第36号 球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第17、議案第36号球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第36号球磨村心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、第2回定例会における議案第16号と同一の議案でございます。

今回、廃止をご提案させていただいた本条例が創設された平成元年は、障害のある方の利用できるサービスが少なく、制度の不足を補うため単独で福祉年金を創設して支給してきたところでございます。

しかし、平成18年から障害者自立支援法が全面施行され、その後平成25年からは障害者総合支援法となり、多くの障害福祉サービスが創設され、障害福祉制度は障害者の自立、社会参加を目指し、個人の自己選択、自己決定を尊重した制度へと変化してまいりました。このため、個人に一律に給付する福祉年金は現在の障害者に対する制度の趣旨に適さないため、廃止を提案させていただいたところでございます。

第2回定例会後、否決理由について再度検討させていただいた結果、廃止後の財源は障害者の個人の自己選択、自己決定を促すために、それぞれの事情を考慮した個別相談体制及び支援の強化、障害福祉サービスの維持に活用させていただくことといたしました。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第18. 議案第37号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第18、議案第37号球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第37号球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、旅費の日当について見直すものです。これまで職員等の出張旅費として、1日一千円の日当を支給しておりましたが、熊本県の条例に合わせ2,200円に増額をした上で、旅費内規にて旅行先及び交通手段に合わせて1分の1から8分の1まで減額等を行うよう、支給基準を設けるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第19. 議案第38号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第19、議案第38号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第38号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免支援措置を1年延長し、令和5年3月31日までの納期限が設定されている令和4年度の保険税も対象とする改正でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

日程第20. 議案第39号 球磨村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いて

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第20、議案第39号球磨村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

制定を上程します。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第39号球磨村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、基本的人権の尊重を保障した日本国憲法の理念に加えて、障害を理由とした差別や国外出身者に対する差別、部落差別の解消推進と、あらゆる差別の解消に向けた取組を国や

県と連携して行うためのものがございます。

また、差別の解消に向けた取組に関する調査協力並びに人権に関する相談に的確な対応を行える体制づくりの整備を条例に追加して、国や県との役割分担を明確にして協力を行うことを目的としております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 1. 議案第 4 0 号 球磨村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 2 1、議案第 4 0 号球磨村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 4 0 号球磨村奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、第 1 2 条中の日歩 4 銭と定めてある延滞金を規則で定めることとし、利率を球磨村税条例に準ずるものとする改正でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 2. 議案第 4 1 号 令和 4 年度球磨村一般会計補正予算について

日程第 2 3. 議案第 4 2 号 令和 4 年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第 2 4. 議案第 4 3 号 令和 4 年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 2 2、議案第 4 1 号令和 4 年度球磨村一般会計補正予算から、日程第 2 4、議案第 4 3 号令和 4 年度球磨村簡易水道特別会計補正予算までは、令和 4 年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、3 議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第 4 1 号から議案第 4 3 号の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 4 1 号令和 4 年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。

各費目においては、4 月の人事異動に伴い人件費の補正を行っております。

予算書 1 2 ページの地域脱炭素移行再エネ推進事業補助金は、本村が脱炭素先行地域に選定されことで国の補助を財源として公共施設等の屋根に太陽光発電パネル及び蓄電池を設置する球磨村新電力への補助を行い、脱炭素化を図ることとしております。

予算書 1 3 ページから 1 4 ページにかけての新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費で

は、村民の方お一人当たり1万5千円の商品券を配付し村内地域経済の活性化を図るとともに、原油価格高騰等により影響を受けている個人消費を支援する事業のほか、一勝地駅前のにぎわいづくりに向けた調査検討、村公式ウェブサイトの改修、地産地消を推進する直売所の設置等を、国の臨時交付金を活用し実施してまいります。

予算書14ページの災害対策費では、令和4年度の当初予算において山口地区災害復興宅地造成や、山口地区避難路整備の工事を計上しておりましたが、令和4年3月22日に県と村で締結した球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施工に関する基本協定に基づき、今後県で代行して事業を実施していただくこととなったため、工事費等の予算を減額し委託料へ予算を組み替えしております。

また、令和2年7月豪雨で被災された方が住宅の新築、購入、改修された費用に対して補助を行う住宅建設等支援補助金を計上し、引き続き被災された方の生活再建支援に取り組んでまいります。

予算書15ページの戸籍住民基本台帳費では、戸籍情報システムの更新時期に合わせて管理業者を変更するため、現在の戸籍システムから新たな戸籍システムへデータを移行する予算を計上しております。

なお、システムの構築経費や利用料が令和10年度まで見込まれるため、債務負担行為を第2表にお示ししております。

予算書16ページの敬老祝金は、年金方式から祝金方式へ支給方法を見直し、制度改正による経過措置として78歳から82歳までの方に対するの祝金を追加しております。

また、同じく16ページの子育て世帯等臨時特別給付費及び子育て世帯生活支援特別給付費においては、国の新型コロナウイルス感染症対策の給付金事業を、住民税非課税世帯や低所得者の子育て世帯を対象として実施してまいります。

予算書17ページの予防費については、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種へ向けた予算を計上しております。

予算書18ページの白砂線道路災害復旧工事は、令和2年7月豪雨の災害復旧ですが、林道施設災害復旧事業等の対象とならなかったため、単県林道事業補助金と地方債を活用して事業を行います。

予算書20ページの小中一貫教育推進事業費は、義務教育学校開校へ向けた準備委員会及び各部会を設置し、課題等を協議する委員への謝金を計上するとともに、義務教育学校の基本構想を作成する業務委託料を補正しております。

歳入については、国県支出金を事業費や交付決定に合わせて補正し、地方債は第3表にお示していますとおり山口地区避難路整備事業の予算を山口地区宅地造成避難路整備事業に移動すると

ともに、林道白砂線道路災害復旧事業を追加しております。

一般財源として普通交付税を追加しております。

このようなことから、4億8,534万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ54億5,388万4千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第42号令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず歳出につきましては、総務費において球磨郡介護認定審査会負担金の増額に伴い、2万2千円を計上しております。

また、諸支出金において第1号被保険者保険料還付金及び第1号被保険者還付加算金として44万円を計上しております。これは、介護保険法第200条第1項の規定により、保険料を徴収する権利は2年となっておりますが、時効到来した以降も介護保険料を誤って徴収してしまいましたので、誤って徴収した介護保険料の還付金とその加算金を対象となる7名の方にお支払いするものでございます。

歳入におきましては、一般財源として繰越金を計上しております。

このようなことから46万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億1,312万6千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第43号令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず歳出については、4月の人事異動に伴い人件費の増額補正を行っております。

次に、歳入につきましては、歳出の人件費を繰越金に求めるため、繰越金の増額補正を行っております。

このようなことから、今回44万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7,724万2千円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和4年度一般会計並びに各特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

日程第25. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第26. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第25、諮問第1号及び日程第26、諮問第2号は人権擁護委員候補者の推薦ですので、2議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました諮問第1号から諮問第2号の提案理由をご説明申し上げます。

まず諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員は、本村におきまして3人の委員によりそれぞれ3年の任期でお務めいただいておりますが、現在お務めいただいている松江実子委員の任期が令和4年9月30日で満了することとなり、本人から退任の希望がありましたので後任として浅野美津子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見を求めるものでございます。

浅野氏は、人格、識見ともに高く、保育士として村内の保育園にご勤務されている経験から、広く社会や地域の実情に通じておられる方で、人権擁護委員として適任であると考えます。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員としてお務めいただいております犬童幸子委員が令和4年3月31日で退任されており現在欠員となっておりますので、後任として東さゆり氏を推薦いたしたく議会のご意見を求めるものでございます。

東氏は、平成26年から29年8月まで民生委員児童委員としてご活躍されていたご経歴もお持ちであり、温厚で責任感も強く、広く社会の実情に通じておられる方で、人権擁護委員としても最も適任と考えております。

以上2件の人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月13日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでございました。

午前10時52分散会
